

**平成28年度 韓日スカウトフォーラム派遣
(韓国連盟日本スカウト招待計画)
派遣員募集要項**

平成11年度から日本連盟が実施した「日韓スカウト交歓計画事業」は、15年間の委託事業を終了し、平成13年度から12年間に渡り続いた韓国連盟の経費負担で招待も平成26年度をもって終了した。しかしながら、両連盟における評価から今後も両国の交流を継続するため、平成27年度より自助努力にて事業を再開することとなった。参加者は、韓国のスカウトとフォーラムを中心としたプログラムに参加後、韓国ジャンボリーに参加し生活を共にすることで、派遣を通して韓国文化、社会、歴史を体験すると共に、日常のスカウト活動を体得した知識・技能・精神を一層高め、韓国スカウトとの親交、相互理解を深める。

- 名称：平成28年度 韓日スカウトフォーラム派遣
(韓国連盟日本スカウト招待計画)
- 期間：平成28年7月30日(土)～8月9日(金) 11日間(予定)
- 場所：韓国
- 人員：ベンチャースカウト18人
指導者2人(男女各1人) 合計20人
- 経費：(1)派遣経費は1人当たり13万円が見込まれる。内訳は往復航空運賃約10万円(平成28年12月現在、同時期の東京発着エコノミークラス正規引運賃参考)、準備訓練・派遣国内移動・支給品経費約3万円、日本連盟予算を加えた見込み金額である。最終的な参加者負担金は、派遣人員と往復航空運賃が確定後に決められる。
(2)上記予算は、派遣期間中の小遣い等は含まない。
日本国内交通費及び派遣期間中の小遣いは別途個人負担となる。

- 日程(予定)：(日程は航空便などの都合により変更になる場合があります)
平成28年7月28日(木) 東京都内に集合し2泊3日間の準備訓練を行う
7月29日(金) 準備訓練・結団式
7月30日(土) 空路韓国に向かい、フォーラム会場へ移動
| ユースフォーラム参加・開会式
8月1日(月) ユースフォーラム閉会式・ホームステイプログラム
| ホームステイプログラム
8月3日(水) 第14回韓国ジャンボリー参加
| ジャンボリープログラムに参加
8月9日(金) 空路帰国し、国内の空港にて解団式の後、解散

応募資格：応募者は、次の各項を満たしていること。

<スカウト>

- (1) 平成28年4月時点で高校3年生以下のベンチャースカウト
- (2) 平成26年度から継続して登録している者
- (3) ベンチャー章(またはボーイ時に1級)以上を取得し、積極的に進級に挑戦している者
- (4) フォーラムでの使用言語が英語であることから、フォーラム参加に必要な会話及び筆記の英語力がある者
- (5) 海外生活が十分できる健康状態が良好で、派遣員にふさわしい品性をもち、派遣員としての行動がとれる者

<指導者>

- (1) 平成28年7月29日時点で満20歳以上の指導者
- (2) 平成26年度から継続して加盟登録があり、応募時点で隊指導者基礎訓練課程(平成25年度以前は旧ウッドバッジ研修所)を修了している者

- (3) 心身ともに健康で、長途の海外派遣に耐える体力があり、日常会話以上の英語力がある者
- (4) 派遣団・隊指導者としての役務を果たし、またスカウトを指導するに適した経験と人柄を有する者

参加申し込み：

- (1) 上記の資格を有する参加希望者は必要書類を整え、所属隊・団・地区の推薦をうけ、所属県連盟の指定する期日までに所属県連盟に申し込む。
- (2) 県連盟は、申込者を選考し、適格者を日本連盟に推薦する。
2人以上を推薦するときは、県連盟推薦順位をつける。
- (3) 県連盟から日本連盟への申し込みは、次の必要書類を添え平成28年4月10日(日)までに行う。

提出書類：

- (1) 海外派遣参加申込書(スカウト・指導者別の所定の用紙) 1通
 - (2) 海外派遣参加健康調査書(所定の用紙) 1通
 - (3) 県連盟面接結果通知書
- ※なお、内定者はフォーラムのテーマが決定後、テーマに基づいた小論文を課題として提出する。

日本連盟の選考

書類選考および選考会を行う。

申込期日およびその他の期日

県連盟への申込み	県連盟の定める日 平成28年 月 日
日本連盟への推薦	平成28年 4月10日(日)
派遣員選考会	平成28年 4月23日(土)または24日(日)を予定 選考会場は東京都内を予定し、会場までの交通費は自己負担とする。
派遣員の内定	平成28年 5月上旬

派遣員準備訓練

7月28日から2泊3日の準備訓練を行う。準備訓練時の結団式において、日本連盟より派遣員として任命される。

その他

- (1) 女子スカウトの参加
女子スカウトの参加については、女性指導者の引率が必要となる。女性指導者による引率体制が整わない場合、参加することが出来ない。
- (2) 派遣の延期または中止
以下の様な場合には、当該派遣が延期または中止されることがある。
・外務省による、渡航先国または地域への渡航延期勧告または危険情報の発出等
・同、新型インフルエンザ、SARS等の感染症情報の発出等
・その他、派遣実施に支障があると判断された場合

以上

